

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	北陸財務局長
【提出日】	2021年11月30日
【会社名】	黒谷株式会社
【英訳名】	Kurotani Corporation
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 黒谷 暁
【本店の所在の場所】	富山県射水市奈呉の江12番地の2
【電話番号】	0766(84)0001(代表)
【事務連絡者氏名】	代表取締役副社長 井上 亮一
【最寄りの連絡場所】	富山県射水市奈呉の江12番地の2
【電話番号】	0766(84)0001(代表)
【事務連絡者氏名】	代表取締役副社長 井上 亮一
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

2021年11月25日開催の当社第36回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日

2021年11月25日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金処分の件

期末配当に関する事項

配当財産の種類

金銭

配当財産の割当てに関する事項及びその額

当社普通株式1株につき金7円50銭

剰余金の配当が効力を生じる日

2021年11月26日

第2号議案 定款一部変更の件

監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員である取締役及び監査等委員会に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等、所要の変更を行う。

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）9名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）として、黒谷純久、黒谷暁、井上亮一、浦田伊希子、舛田敏彰、榮森貞治、高藤豊、石黒洋二及び石黒達郎の9氏を選任する。

第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役として、飴義彦、早川元雄、折橋清弘の3氏を選任する。

第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額決定の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額について、年額300百万円以内（内、社外取締役分は30百万円以内）とする。なお、当該報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものとする。

第6号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件

監査等委員である取締役の報酬等の額について、年額30百万円以内とする。

第7号議案 取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対し、第5号議案で承認可決された報酬等と別枠で、譲渡制限付株式の付与のため金銭報酬債権を支給し、その総額を年額50百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）とし、発行又は処分をされる当社の普通株式の総数を年100,000株以内とすることに決定する。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	可決要件	賛成比率(%)	決議の結果
第1号議案	117,036	3,160	0	(注)1	97.37	可決
第2号議案	117,721	2,475	0	(注)2	97.94	可決
第3号議案						
黒谷 純久	115,422	4,774	0	(注)3	96.03	可決
黒谷 暁	115,345	4,851	0		95.96	可決
井上 亮一	116,110	4,086	0		96.60	可決
浦田 伊希子	117,663	2,533	0		97.89	可決
舩田 敏彰	117,666	2,530	0		97.90	可決
榮森 貞治	117,678	2,518	0		97.91	可決
高藤 豊	117,664	2,532	0		97.89	可決
石黒 洋二	117,572	2,624	0		97.82	可決
石黒 達郎	117,630	2,566	0		97.87	可決
第4号議案						
飴 義彦	117,667	2,529	0	(注)3	97.90	可決
早川 元雄	117,564	2,632	0		97.81	可決
折橋 清弘	117,646	2,550	0		97.88	可決
第5号議案	116,783	3,413	0	(注)1	97.16	可決
第6号議案	117,507	2,689	0	(注)1	97.76	可決
第7号議案	115,293	4,903	0	(注)1	95.92	可決

(注)1. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成であります。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成であります。

3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成であります。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できたものを合計したことにより各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算していません。

以上